

## 1-1 大気汚染防止法・徳島県生活環境保全条例に基づく届出

大気汚染防止法で規定している「一般粉じん発生施設」及び徳島県生活環境保全条例で規定している「粉じん発生施設」は表-1のとおりであり、事業者は表-2に掲げるような場合には、該当する届出をするように規定してあります。

表-1

### [大気汚染防止法の一般粉じん発生施設]

施設名		規模
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50t以上であること。
2	鉱物（コークスを含む。以下同じ。） 又は土石の堆積場	面積が1,000㎡以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03m <sup>3</sup> 以上であること。
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75kw以上であること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15kw以上であること。

### [徳島県生活環境保全条例の粉じん発生施設]

施設名		規模
1	鉱物（コークスを含む。以下同じ。） 又は土石の堆積場	面積が330㎡以上1,000㎡未満であること。
2	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が50cm以上75cm未満であるか、又はバケットの内容積が0.015m <sup>3</sup> 以上0.03m <sup>3</sup> 未満であること。

施 設 名		規 模
3	おがくずを発生し、又は使用する施設及びおがくずの堆積場	発生量若しくは使用量が1日当たり5 t以上であるか、又は堆積場の面積が50 m <sup>2</sup> 以上であること。

表-2 (一般)粉じん発生施設に係る各種届出

届 出 の 種 類	内 容	提 出 期 限
(一般)粉じん発生施設設置届出 (法第18条第1項) (条例第19条第1項)	(一般)粉じん発生施設を新設又は増設しようとするとき。	設置の工事着手以前
(一般)粉じん発生施設使用届出 (法第18条の2第1項) (条例第20条第1項)	保有している施設が(一般)粉じん発生施設に指定されたとき。	(一般)粉じん発生施設となった日から30日以内 ※条例では60日以内
(一般)粉じん発生施設の構造等変更届出 (法第18条第3項) (条例第19条第3項)	(一般)粉じん発生施設の構造、使用及び管理の方法を変更しようとするとき。	変更の工事着手以前
(一般)粉じん発生施設使用廃止届出 (法第18条の13第2項) (条例第23条第2項)	(一般)粉じん発生施設の使用を廃止したとき。	使用を廃止した日から30日以内
氏名等変更届出 (法第18条の13第2項) (条例第23条第2項)	氏名、名称、住所、所在地に変更があったとき。	変更のあった日から30日以内
承継届出 (法第18条の13第2項) (条例第23条第2項)	(一般)粉じん発生施設を譲り受け若しくは借り受けたとき、又は相続若しくは合併又は分割により(一般)粉じん発生施設を承継したとき。	承継の日から30日以内

※鉱物又は土石の堆積場については、地形から判断して常識的に同一事業場であると認められる場合は、増設は設置届出でなく原則として構造等変更届出とする。